

2021年10月22日 全10頁

デジタル課税・ミニマムタックスの最終合意

目標通り 2023 年から適用されるか、注目される

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2021年10月8日、経済協力開発機構（OECD）で検討が進められてきた、いわゆるデジタル課税とミニマムタックスの主要な項目について最終合意に至った。2023年からの導入を目指すこととされた。
- デジタル課税は、インターネットを通じて海外にサービスが提供できるようになったことを受け、自国に支店や工場等（PE）がない外国企業の事業所得には課税できないという国際課税の原則を見直し、PEがなくても市場国に課税権を認めるものである。最終合意では、デジタル課税の対象は、売上高200億ユーロ超で利益率10%超の多国籍企業グループ（資源関連・金融業を除く）とされた。全世界で100社程度が対象となる見込みであり、日本企業はごくわずかと予想される。
- 一方、ミニマムタックスは、実際に負担している税率（実効税率）が「最低税率」を下回る場合に、本国の親会社等に上乗せ課税を行うものである。最終合意では、最低税率の水準は「15%」とされ、収益額7.5億ユーロ超の多国籍企業グループ（国際海運業を除く）が対象とされた。ミニマムタックスにより、各国が外資誘致のため、税率を引き下げたり、優遇税制を設けたりする動きに歯止めがかけられることが期待される。
- 今後、デジタル課税については多国間条約の締結、ミニマムタックスについては各国国内法の整備により導入される予定である。米国は条約に関する議会承認が国内法よりもハードルが高いため、目標通り、デジタル課税が2023年から適用されるか注視する必要がある。

<目次>

1. はじめに	p. 2
2. 最終合意の概要	p. 2
3. 第一の柱	p. 3
4. 第二の柱	p. 5
5. 主な影響と今後の注目点	p. 9

1. はじめに

2021年10月8日に、いわゆるデジタル課税（第一の柱）とミニマムタックス（第二の柱）について最終合意が達成された¹。これらは、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心とし、途上国を含む140カ国・地域（以下、単に「国」とする）が参加する「包摂的枠組み」で議論されており、最終合意には包摂的枠組み参加国のうち136カ国²が合意した。

本稿では、最終合意に基づく国際課税の見直しと今後の注目点について解説する。

2. 最終合意の概要

包摂的枠組みは、2021年7月1日にはその主な内容について大枠合意³に達しており、最終合意では、大枠合意で合意されていなかった項目が決定した。例えば、デジタル課税に関して、市場国に配分される利益は、大枠合意では、収益の10%を超える部分（残余利益）の「20%から30%」とされていたが、最終合意では「25%」に決定した。ミニマムタックスに関して、最低税率の水準は、大枠合意では「少なくとも15%」とされていたが、最終合意では「15%」に決定した。

最終合意に基づく課税の効果として、OECDは、デジタル課税により毎年1,250億ドルの利益に対する課税権が市場国に配分され、ミニマムタックスにより毎年1,500億ドルの税収が得られると推計している。

さらに、包摂的枠組みは最終合意と併せて、実施計画も公表した。実施計画において、デジタル課税は多国間条約の締結を通じて、ミニマムタックスは国内法の改正を通じて実施することとされ、それぞれ2023年の実施に向けて下記のスケジュールで取り組みを進めるとされた。

図表1 今後のスケジュール

デジタル課税		ミニマムタックス	
2022年初め	多国間条約の文言策定	2021年11月末	国内法のモデル規則の策定
2022年半ば	多国間条約の署名式	2022年末	実施枠組みの策定
2023年	実施	2023年	実施

（出所）包摂的枠組み「実施計画」を基に大和総研作成

最終合意ではデジタル課税に関連して、欧州等の一部の国が導入している、売上を基準にIT企業のみに対して課税するデジタルサービス税の撤廃についても触れている。具体的には、デジタルサービス税及び類似の措置を撤廃し、将来導入しないことがデジタル課税の多国間条約に盛り込まれる。さらに最終合意は、2021年10月8日から2023年12月31日（又は多国間条

¹ OECD ウェブサイト参照（2021年10月21日閲覧）。

² 合意していない国は、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、スリランカ。

³ 大枠合意について、拙稿「[デジタル課税・ミニマムタックスの大枠合意](#)」（2021年7月21日付大和総研レポート）参照。

約の発効のいずれか早い日)までデジタルサービス税及び類似の措置は課されないとしている。

次章以下、最終合意に基づく課税方法について説明する。ただし、最終合意は対象範囲や税率の水準等、主要な項目しか規定しておらず、課税の仕組みなど具体的に触れられていない部分がある。そのような部分については、包摂的枠組みが 2020 年 10 月に公表した詳細な制度設計案（青写真）に基づいて補足している。

3. 第一の柱

(1) デジタル課税（市場国への新たな課税権の付与）

現行の国際課税の原則として、企業が外国で事業を行っている場合に、その国に工場や支店等の恒久的施設（PE; Permanent Establishment）がなければ、その国は企業の事業所得に課税できないというものがある。そのため、例えば IT 企業が、インターネットを通じて現地（市場国）に物理的拠点を設けずにサービスを提供する場合、市場国はその企業に課税できない。このような問題に対処するため、OECD では、PE がなくても、市場国に、自国で利益を得ている外国企業に対して新たに課税権を認めることが検討されることとなった。

最終合意では、新課税権の適用対象は、売上高が 200 億ユーロ⁴を超え、利益率（税引前利益/収益）が 10%を超える多国籍企業グループとされた。業種については、採掘業（資源関連）と金融業以外のすべての業種が対象とされている。

市場国に配分される利益は、対象となる多国籍企業グループの利益⁵のうち、収益の 10%を超える部分（残余利益）の 25%とされている。この利益が、各市場国の収益額⁶に基づいて各国間で配分され、各国の法人税の下で課税されることになる（図表 2 参照）。ただし、新課税権が認められる市場国は、対象となる多国籍企業グループが原則として 100 万ユーロ⁷以上の収益を得ている国に限られる。

新課税権の下で配分された利益に対して市場国が課税を行った場合、多国籍企業グループの最終親会社の国で税額を減額する等の方法により、二重課税が生じないように調整される。

IT サービス以外の業種では、通常、市場国に子会社や支店等（PE）を設けて商品・サービスを販売しているため、現行制度の下においても市場国はその多国籍企業グループに課税を行っていると考えられる。この場合に、新課税権に基づいて配分される利益に対する課税も認められると、市場国によって同じ利益に対して二度課税される懸念がある。そのため、最終合意は、現行制度の下ですでに市場国が多国籍企業グループの残余利益に対して課税を行っている場合、

⁴ 売上高の基準は、制度導入から 7 年後に 100 億ユーロに引き下げられる可能性がある。

⁵ 基準となる利益の額は、多国籍企業グループの（税務上の所得ではなく）会計上の利益に若干の調整をして算出され、繰越損失は考慮される。

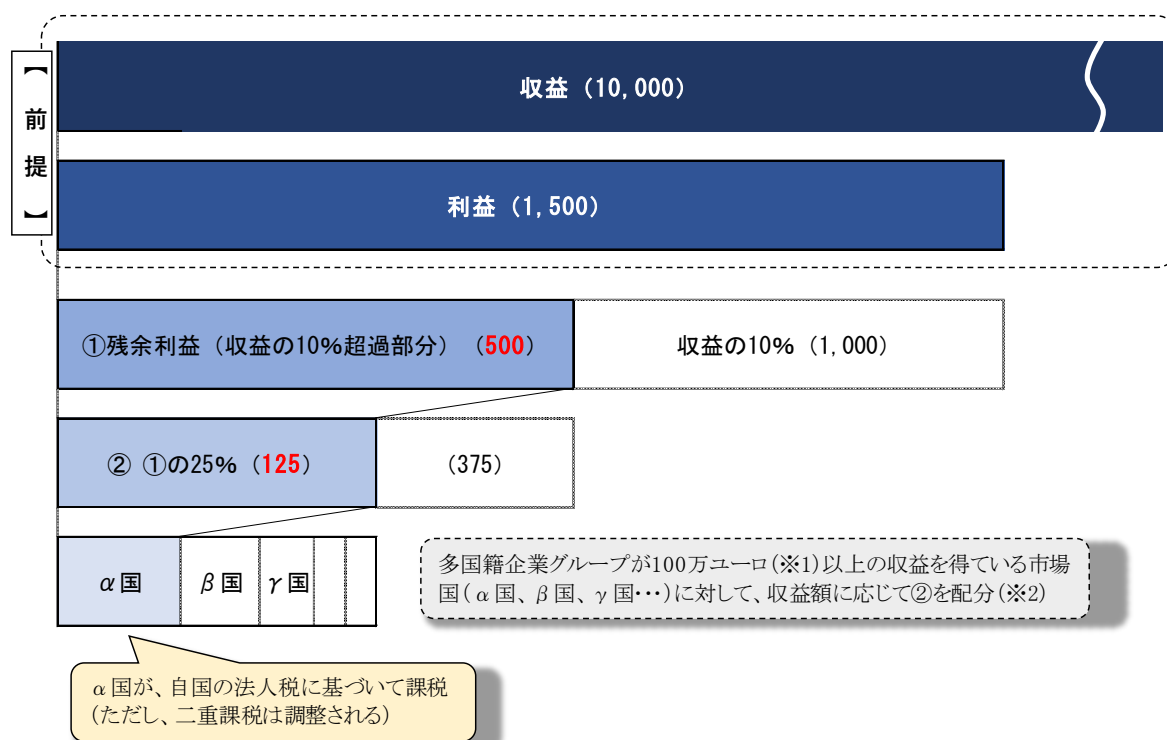
⁶ 各市場国の収益額を決定するため、多国籍企業グループの収益がどの市場国に由来するかを判定するルールが設けられる予定である。

⁷ GDP が 400 億ユーロ未満の国については、この基準は 25 万ユーロに引き下げられる。

新課税権に基づいてその市場国に配分される利益に上限を課すとしている。

新課税権を導入するため、2022年初めまでに多国間条約を策定し、(2022年に各国が署名を行い) 2023年の発効を目指すとした。

図表2 新課税権の下で市場国に配分される利益の算出の流れ(適用例)



(注) 前提の数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。

(※1) GDPが400億ユーロ未満の市場国については25万ユーロ。

(※2) 現行制度の下ですでに市場国が多国籍企業グループの残余利益に対して課税を行っている場合、新課税権に基づいてその市場国に配分される利益に上限が課される。

(出所) 最終合意等に基づき大和総研作成

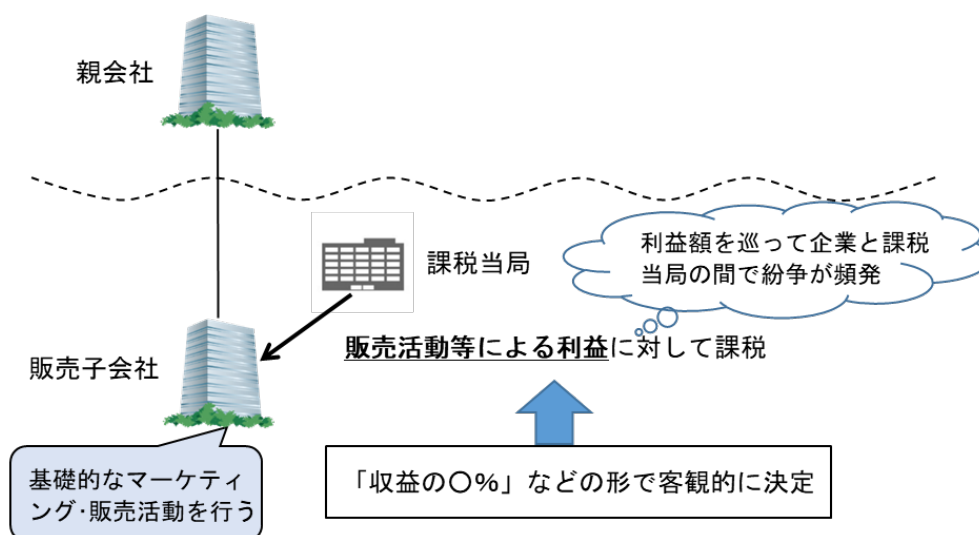
(2) 販売活動等による利益算出方法の定式化

第一の柱に関する青写真では、(1)とは別途、基礎的なマーケティング・販売活動による一定の利益額に対する課税権を市場国に保証することも検討されている。具体的には、多国籍企業グループが市場国に販売を行う子会社や支店等を設けて販売活動を行っている場合に、それが基礎的なマーケティング・販売活動であれば、その活動による利益額が「収益の〇%」などの形で客観的に決定されることになる(図表3参照)。

この措置は、市場国での販売活動等による利益がいくらになるかを巡って、企業と市場国の課税当局との間で紛争が頻発していることから、利益額を客観的に決定することでこのような紛争を減らすことを目指している。なお、前述の通り、本措置は(1)の市場国への新課税権の付与とは別の枠組みであり、(1)の適用範囲の制限は本措置には適用されない。

最終合意では、この措置について容易で効率的に適用できるよう検討作業を行い、2022 年末までに検討を終える予定とされている。

図表 3 販売活動等による利益算出方法の定式化



(出所) 包摂的枠組み「第一の柱の青写真の報告書」(2020年10月)等を基に大和総研作成

4. 第二の柱

(1) ミニマムタックス (GloBE ルール)

(ア) GloBE ルールの概要

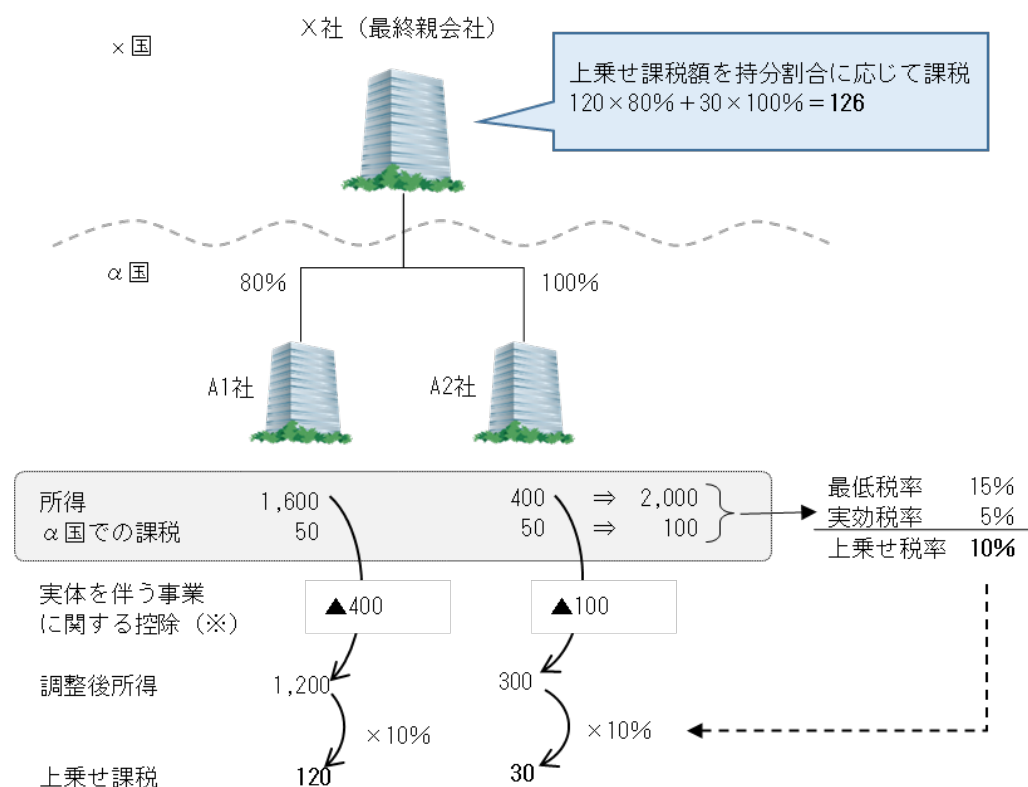
第二の柱は、多国籍企業グループが進出先の国で負担している法人税の実効税率（税額/所得額）が所定の最低水準（最低税率）を下回っている場合に、その国の子会社ごとに計算される上乗せ課税額を、グループ内の別の会社に負担させるという枠組みである。最低税率は、最終合意で **15%** と決定された。

上乗せ課税額は、実効税率を最低税率に等しくさせるために追加する必要がある税額であり、例えば、ある外国子会社の所得が 100 で法人税額が 5（実効税率 5%）である場合、最低税率は 15% のため、上乗せ課税額は 10（ $=100 \times (15\% - 5\%)$ ）となる⁸。

上乗せ課税額をグループ内の別の会社に負担させる基本的な方法は、上乗せ課税額を、本国の親会社（最終親会社）に持分割合に応じて合算して課税するというものである（**所得合算ルール**。図表 4 参照）。

⁸ 進出先国に子会社が 1 社のみであることを前提としている。また、便宜的に、実体を伴う事業に関する控除（後述）については考慮していない。

図表 4 上乗せ課税の計算方法と所得合算ルール（適用例）



(注) 数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。

(※) 実体を伴う事業に関する控除について後述。

(出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

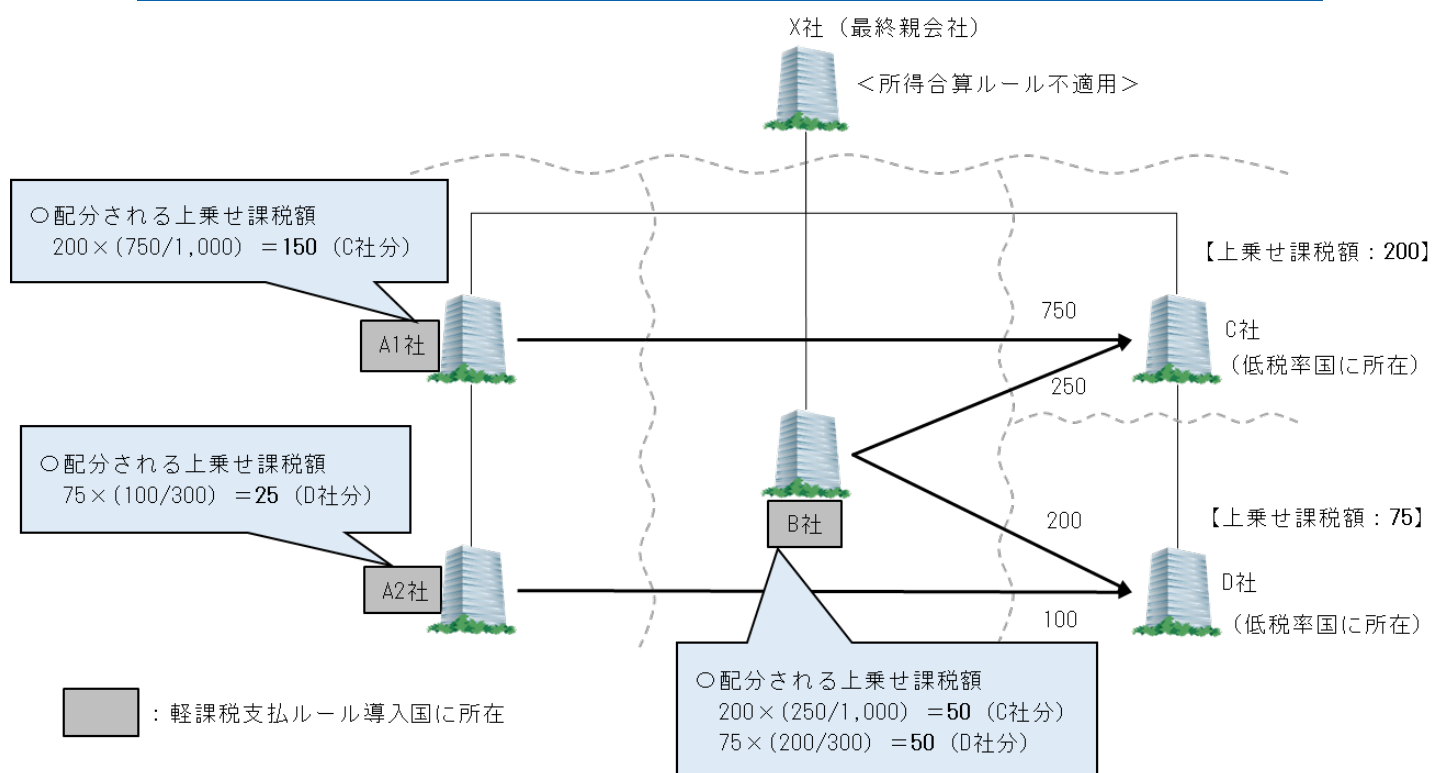
ただし、所得合算ルールを適用するには最終親会社の所在地国において同ルールが導入されていることが必要であり、導入されていない場合は適用することはできない。このような場合に所得合算ルールを補完するルールとして、**軽課税支払ルール**も設けられている。

軽課税支払ルールでは、低税率国における上乗せ課税額は所得合算ルールと同様に計算されるが、上乗せ課税額が課される者が異なっている。貸付金の利払いなどのグループ内取引を通じて低税率国に所得が移転されている場合に、支払い側のグループ会社に上乗せ課税が課されることになる（支払い側のグループ会社が複数ある場合、支払額に応じて上乗せ課税額を按分する）(図表5参照)。

所得合算ルールと軽課税支払ルールは、いずれも、各国が自国の法人税法を改正することで導入することができる。なお、これらのルールを併せてGloBEルール(Global Anti-Base Erosion Rules(グローバルな税源侵食への対抗ルール))と呼ぶ。

GloBEルールには、企業が実体のある事業を行っている場合、上乗せ課税額が減額される仕組みが設けられている。具体的には、上乗せ課税額を計算する際に、個々の会社の所得額からその人件費や有形資産の一定額(実体を伴う事業に関する控除額)が控除される。例えば、その会社の実効税率が5%である場合に、その会社の所得額が100、実体を伴う事業に関する控除額が40であれば、上乗せ課税は $(100 - 40) \times (15\% - 5\%) = 6$ となり、上乗せ課税額が減額される。

図表 5 軽課税支払ルール（適用例）



(注) 数値例は筆者が仮で設定したものであり、特定の通貨を想定したものではない。なお、A1社・A2社・B社からC社・D社への矢印に記載されている数値は、それぞれの支払額を表す。
 (出所) 包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」(2020年10月)を基に大和総研作成

(イ) 最終合意

最終合意では、GloBE ルールの主な項目について図表 6 のように決定された。

図表 6 GloBE ルールに関する主な項目

最低税率の水準	15%
適用範囲	グループの年間収益合計額が 7.5 億ユーロ超の多国籍企業グループ (※1, 2)
対象業種	国際海運業のみが除外
適用が免除される国	多国籍企業グループの収益が 1,000 万ユーロ未満で、利益が 100 万ユーロ未満の国
実体を伴う事業に関する控除額	人件費と有形資産の帳簿価格の 5% (※3)

(※1) 各国は、自国に本社を有する多国籍企業グループについては、この閾値を満たしていなくても、所得合算ルールを適用できる。

(※2) ただし、多国籍企業グループの最終親会社である、政府機関、国際機関、NPO、年金基金、投資ファンド、及び、これらの組織が利用する資産保有ビークルは対象外。

(※3) (GloBE ルールの発効後) 10 年間の移行期間が設けられている。移行期間中は、有形資産の帳簿価格は 8%、人件費は 10% でスタートし、最初の 5 年間はいずれも毎年 0.2% ずつ低下し、最後の 5 年間は、有形資産の帳簿価格は 0.4% ずつ、人件費については 0.8% ずつ低下する。

(出所) 最終合意を基に大和総研作成

GloBE ルールを適用する場合、多国籍企業グループは進出先国ごとに実効税率を算出することが実務的な負担となる。負担軽減のため青写真では簡素化措置が検討されており、最終合意でも簡素化措置を導入することが明記された（具体的内容は明らかでない）。

GloBE ルールの実施時期について、最終合意では（2022年に各国が法整備を行い）、**2023年**を目指すとした。ただし、軽減課税支払ルールについては、実施時期は2024年に後ろ倒しされ、さらに、海外の有形資産が5,000万ユーロ以下で、業務を行っている外国の数が5カ国以下である多国籍企業グループは、5年間、軽減課税支払ルールの適用を免除される。

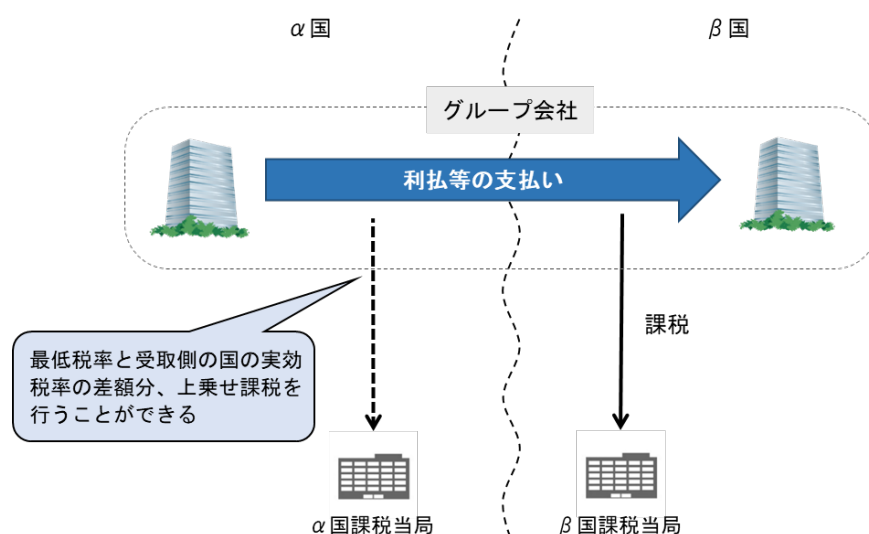
（2）租税条約の特典否認ルール

第二の柱には GloBE ルールに加えて、貸付の利払い等、多国籍企業グループ内の国境をまたがる個々の支払についても、その実効税率が所定の水準（最低税率）を下回る場合に、支払い側の国（源泉地国）に上乗せ課税を課すことを認めるルール（**租税条約の特典否認ルール**）も設けられている（図表7参照）。最低税率は、最終合意で9%と決定された。

租税条約の特典否認ルールは源泉地国に追加の税源を配分するルールといえ、（源泉地国に該当する場合が多い）途上国が税源獲得のため重視している。

例えば、グループ内で支払われた利子が受け取り側の国で4%の税率で課税されている場合、最低税率は9%のため、源泉地国は支払額に対して5%（=9%−4%）の上乗せ課税を課すことができる。

図表7 租税条約の特典否認ルール



（出所）包摂的枠組み「第二の柱の青写真の報告書」（2020年10月）を基に大和総研作成

租税条約の特典否認ルールは GloBE ルールとは異なり、企業の全体の所得に基づいて上乗せ課税額を計算するのではなく、個別の支払いごとに上乗せ課税額が計算される。また、租税条約

の特典否認ルールの最低税率の水準は、GloBE ルールの最低税率よりも低く設定されている。加えて、租税条約の特典否認ルールは、自国の国内法の改正で導入できる GloBE ルールとは異なり、導入するには受け取り側の国と源泉地国の間の租税条約を改正する必要がある。

租税条約の特典否認ルールの適用時期も、2023 年を目指すとした。

5. 主な影響と今後の注目点

(1) 主な影響

デジタル課税とミニマムタックスによる主な影響は図表 8 のようにまとめることができる⁹。

図表 8 デジタル課税とミニマムタックスによる主な影響

	政府に対する主な影響	企業に対する影響
デジタル課税	◇毎年 1,250 億ドルの利益に対する課税権が、市場国に再配分される。	◇対象企業は、利益の一部に対して市場国で課税される(ただし、二重課税が生じないよう所在地国での課税が減額される)。 —対象企業は世界全体で 100 社程度、日本企業はごくわずかの見込み(※)。
ミニマムタックス	◇世界全体で毎年 1,500 億ドルの税収が得られる。 ◇税率引き下げ競争に歯止めがかけられることが期待される。	◇実効税率が最低税率を下回る場合、上乘せ課税が課される(ただし、進出先国で実体のある事業を行っている場合、課税額が減額される)。 ◇進出先国ごとに実効税率を算出する実務的負担が生じる(ただし、負担軽減措置が設けられる予定)。

(※) 2021 年 7 月 3 日付日本経済新聞「デジタル課税、世界で 10 兆円規模に コロナ後の財源確保」によると、該当するのは全世界で 81 社、日本企業は 6 社のみである。

(出所) 各種資料を基に大和総研作成

図表 8 にもあるように、ミニマムタックスにより、外資誘致のために、法人税率を引き下げたり、途上国などが優遇税制を設けたりする動きに歯止めがかけられることが期待される。15% という最低税率の水準について OECD は、多くの国の法人税率は 15% を上回っているが、多国籍企業の利益の多くが 15% を下回る税率で課税されているため、最終合意 (15% の最低税率が合意されたこと) は大きな成果であるとしている。しかし、OECD は多くの国はより高い水準を望んでいたとも指摘しており、将来的には最低税率の水準の引き上げが議論されるかもしれない。

(2) 今後の注目点

前述の通り、最終合意は対象範囲や税率の水準等、主要な項目しか規定しておらず、最終合意

⁹ 詳細は脚注 3 に掲載の拙稿レポート参照。

で明らかにされていない項目で、対象となる多国籍企業グループには重要なものもある。

まず、デジタル課税に関しては、前述の通り、現行制度の下ですでに市場国に課税されている場合、市場国に配分される利益に上限が課される。この上限が適用されると、対象企業のうち IT 企業以外は市場国へ配分利益が一定程度減額される可能性がある。この内容は 2022 年初めまでに策定される多国間条約（及びその説明文書）で明らかになると予想されるため、多国間条約の内容に注意すべきだろう。

一方、ミニマムタックスについては、多くの日本企業にとって、進出先国ごとに実効税率を算出する実務的負担が大きいと考えられる。この点について負担軽減措置が設けられる予定だが、最終合意では具体的内容は明らかでなく、2021 年 11 月末までに策定される国内法のモデル規則（又は 2022 年末までに策定される実施枠組み）で明らかになると予想される。なお、2020 年 10 月の青写真では負担軽減措置の案として、下記が挙げられていた。

- ①国別報告書のデータ（調整あり）を利用する。
- ②多国籍企業グループの税引前利益のうち、ある国に帰属する利益が全体の一定割合未満（例えば、2.5%未満）であれば、その国の実効税率の計算を不要とする。
- ③一度実効税率を計算し、それが一定水準を上回れば、その後 3～5 年間は、実効税率の計算を不要とする。
- ④実効税率が最低税率を下回る可能性が低い国として税務当局が公表した国については、原則として実効税率の計算を不要とする。

上記に加え、適用時期が目標通り、2023 年から開始されるかも注目される。前述の通り、デジタル課税は多国間条約の締結、ミニマムタックスは国内法の改正を通じて実施されることになる。条約の締結や国内法の改正のため、各国は議会の承認手続きを行うことになる。

この手続きに関して、米国では、国内法の改正は上下両院のそれぞれ過半数の賛成で実施できる。一方、条約の承認には、通常、上院で 2/3 以上の賛成が必要とされているため、ミニマムタックスよりもデジタル課税の方が承認のハードルが高い。現在、米国の上院は民主党と共和党がそれぞれ 50 議席を占めており、デジタル課税に関する多国間条約の承認は必ずしも容易ではないだろう。

仮に 2022 年中に米国議会でデジタル課税の多国間条約が承認されなければ、他国が承認していても米国抜きの多国間条約を発効させず、適用時期が 2023 年よりも遅れる可能性が考えられる。仮にこのような事態になった場合、實際上、ミニマムタックスの適用時期もそれに引きずられる形で 2023 年より後ろ倒しになることも考えられ、各国の承認手続きを引き続き注視する必要がある。

（以上）